

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件（案）について

令和元年 6 月
環境省自然環境局

1．改正の趣旨

- （１）特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「法」という。）は、生態系等に係る被害を及ぼし又は及ぼすおそれがあるとして政令で定める外来生物（以下「特定外来生物」という。）の個体等を、特定外来生物と指定し、特定外来生物の飼養等を原則として禁止している（法第 4 条）。

ただし、例外として、法第 5 条第 1 項の主務大臣の許可を受けた場合等には、特定外来生物の飼養等を行うことができることとしており、当該許可の要件として、特定外来生物の性質に応じて主務省令で定める基準に適合する飼養等施設（以下「特定飼養等施設」という。）を有すること等の基準が設けられている（法第 5 条第 3 項から第 5 項まで）。その詳細については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）に定めるほか、同規則第 5 条第 2 項、第 7 条及び第 8 条の規定に基づき主務大臣が定める次に掲げる告示において当該基準に係る細目等を定めている。

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年環境省告示第 42 号。以下「環境省告示」という。）

環境大臣及び農林水産大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成 17 年農林水産省・環境省告示第 4 号）

- （２）今般、カナダガンの特定飼養等施設に係る平成 26 年 8 月 1 日環境省告示第 88 号附則について、所要の改正を行う。

2．改正の内容

平成 26 年 8 月 1 日環境省告示第 88 号附則においてこの告示の適用の際現に展示を目的としたカナダガンの飼養等をしていた者が、飛行を確実に不能にする骨からの断翼による逸出防止措置を行うこと 繁殖等の状況を確認するため、巡視等の監視体制を整備すること等の所要の措置を行った上で、平成 26 年 8 月 1 日から起算して 5 年を経過する日までは擁壁型施設を第 2 条第 5 号の特定飼養等施設として含めていたものについて、10 年を経過する日までに延長する旨の改正を行うもの。

3．予定

令和元年 6 月 26 日（水）～ 7 月 25 日（木） パブリックコメント実施
令和元年 8 月 1 日（木） 公布・施行